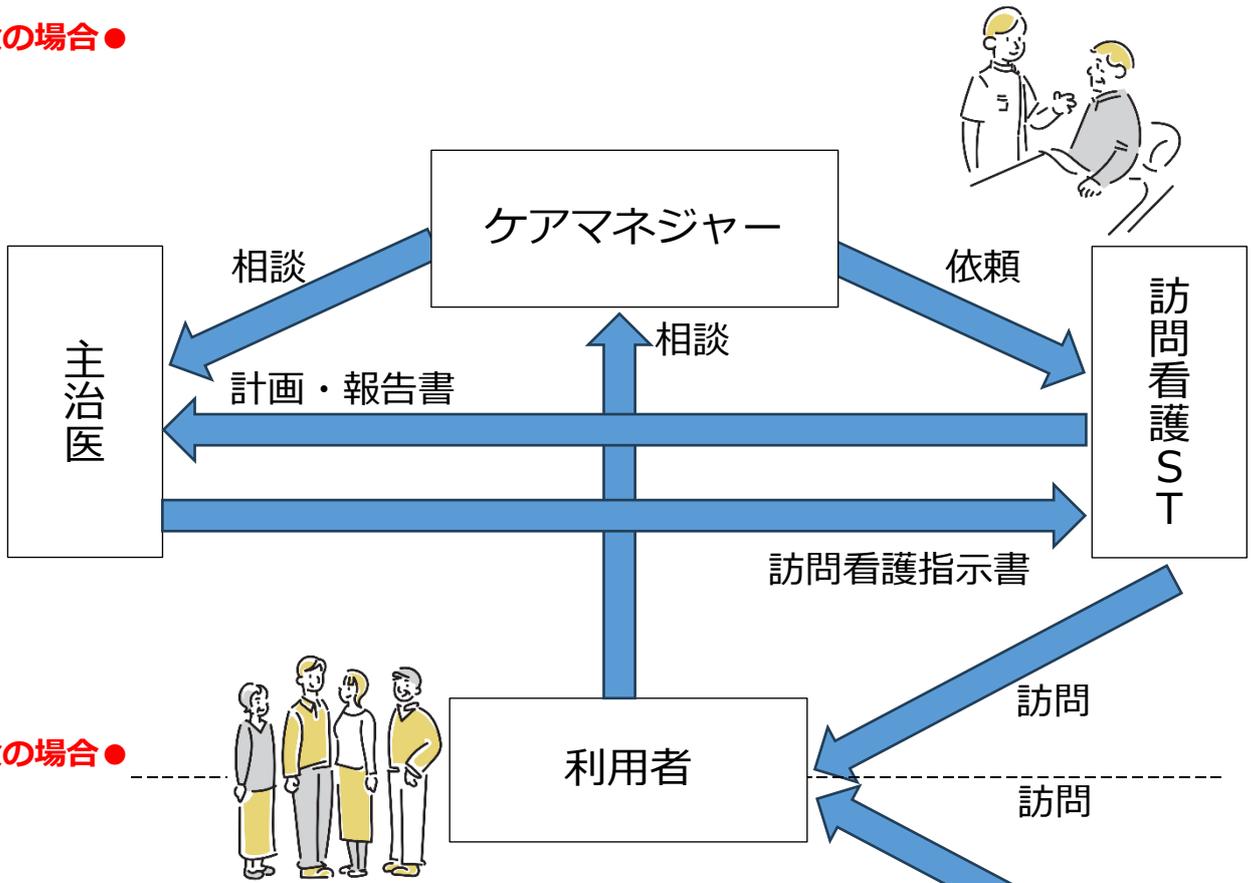


訪問看護のサービスを受けるためにはどうしたらいいの？

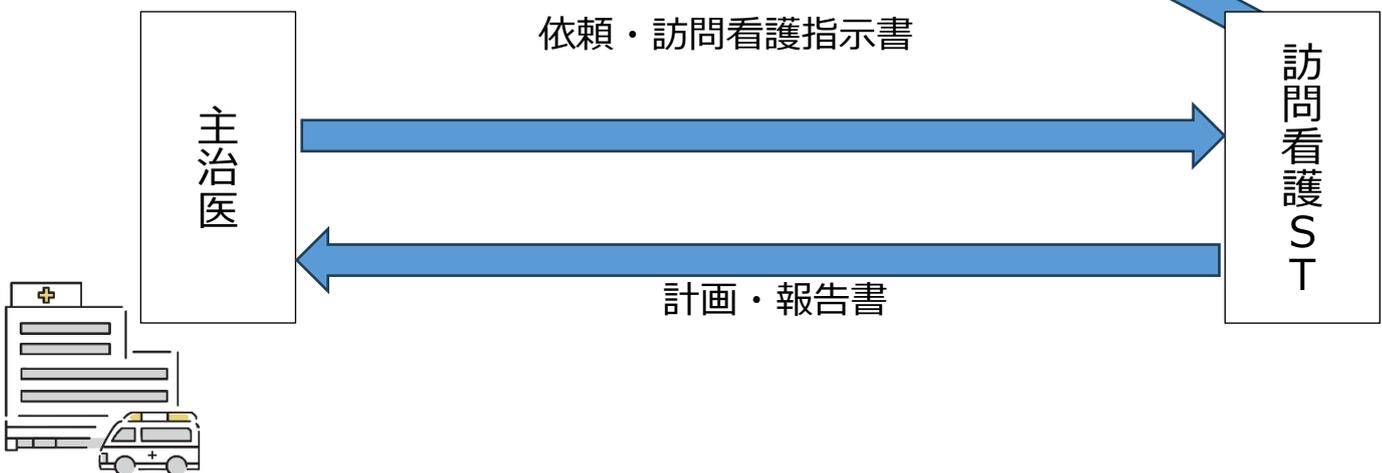


介護認定(要支援・要介護)を受けておられる方は、
ケアマネージャーを介し、主治医の依頼指示で訪問が可能となります。
難病・がんの末期・障害の方等は、医療保険扱いとなり、
主治医の依頼指示で訪問が可能です。

●介護保険の場合●



●医療保険の場合●



「サービス内容」

「リハビリテーション」

- ・日常生活動作（食事・排泄・移動・入浴等）の訓練、指導
- ・関節拘縮予防、訓練
- ・機能訓練、指導
- ・嚥下訓練
- ・呼吸器リハビリ
- ・福祉用具の選定相談
- ・住宅改修に関する相談
- ・外出の工夫方法指導



「看護・介護相談、家族支援」

- ・介護に関する悩みの相談
- ・不安やストレスの相談
- ・介護者の日常の健康相談
- ・介護者の休養に関する相談
- ・介護用品の相談



「その他在宅サービスの相談」

- ・市区町村など公的なサービスの相談
- ・各種在宅関連の民間サービスの相談
- ・その他、保健、医療、福祉に関するサービス資源の相談
- ・利用できる制度の紹介



「24 時間対応」

- ・24 時間電話相談
- ・緊急時の対応・訪問及び主治医との連携

